

取 扱 基 準

名 称	新潟市犯罪被害者等支援事業
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	犯罪被害者等を受けた被害の早期回復及び軽減を図ることができるよう見舞金・助成金を支給する。
目 標	数値化□ 非数値化■
	<目標が数値でない場合の評価方法> 一日も早く犯罪被害者等が、受けた被害から早期回復できるよう支援を行う。
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内容	【新潟市犯罪被害者等見舞金】 ・ 犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族及び犯罪行為により重症病を負った者への慰謝金 【新潟市犯罪被害者等助成金】 ・ カウンセリング費用の助成 ・ 転居費用の助成
補助額及びその算定方法又は補助率	【新潟異犯罪被害者等見舞金】 定額補助 ・ 遺族見舞金 30万円 ・ 重症病見舞金 10万円 【新潟市犯罪被害者等助成金】 補助率 10分の10 ・ カウンセリング費用助成金 15万円（上限） ・ 転居費用助成金 20万円（上限） <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和5年4月1日
評価の時期	令和7年9月30日
終 期	令和8年3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による情報の公表	〔内容〕 個人情報保護のため公表しておりません。
	〔媒体〕
担当部署	新潟市市民生活部市民生活課安心・安全推進室 電 話 025-226-1110 e-mail shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp